

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項前段の規定により知事から財政援助団体等監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により措置の内容を次のとおり公表する。

令和 4 年 8 月 26 日

岐阜県監査委員	林	幸 広
岐阜県監査委員	国 枝	慎太郎
岐阜県監査委員	鈴 土	靖
岐阜県監査委員	長 縄	直 子
岐阜県監査委員	南	圭 一

1 令和3年度財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

区 分		監査結果	措置済	今回措置を 講じたもの*	未措置	
		A	B	C	A-B-C	
団 体	指摘事項	出資・出捐 ^{えん} 団体	2	2	0	0
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	1	1	0	0
	計		4	3	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	2	1	1	0
		補助金等交付団体	1	1	0	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		3	2	1	0
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
所 管 機 関	指摘事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	1	0	1	0
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		1	0	1	0
	指導事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
	検討事項	出資・出捐団体	0	—	—	—
		補助金等交付団体	0	—	—	—
		指 定 管 理 者	0	—	—	—
	計		0	—	—	—
合 計		8	5	3	0	

※「今回措置を講じたもの」については、令和4年8月2日に知事から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項：是正又は改善を求める事項
- ・検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

2 財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(1) 団体監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

団体名 (補助金等の名称)	所管機関名	監査結果	講じた措置
岐阜県漁業協同組合 連合会 (岐阜県水産業総合 振興事業補助金(水 産物販売促進緊急対 策事業))	里川振興課	岐阜県水産業総合振興事業補助金(水産物販売促進緊急対策事業)において、補助事業に従事した職員の給料、諸手当、賞与及び法定福利費等を基に算定した時間単価に直接作業時間数を掛けて人件費を計算しているが、時間単価の算定を誤ったことにより、補助金 381 円が過大受給となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項について、当該団体から、以下のとおり対応したとの報告を受け、確認した。 令和3年12月3日の予備監査終了後、直ちに役員に状況を説明するとともに、12月22日に所管課に対しても報告を行った。 過大受給となっていた人件費に対する補助金については、381円を令和4年3月18日に県に返還した。 また、再発防止のため、補助対象経費及び人件費の計算については表計算ソフトを活用した管理を行い、必ず複数人で確認するなど、確認体制を強化する。

(2) 団体監査結果（指導事項）に基づき講じた措置

出資・出捐団体

団体名	所管機関名	監査結果	講じた措置
公益財団法人 セラミックパーク美 濃	地域産業課	令和2年度の決算において、退職給付引当金に係る期末所要額を計算するに当たり、職員1名分の勤続期間の計算を誤ったことにより、退職給付引当金及び退職給付引当資産がそれぞれ284,220円過大に計上されていたので、今後は適正に処理されたい。	指導事項について当該法人に対応を求めたところ、以下のとおり報告を受け、確認した。 令和3年度の決算において、令和3年度積立額から過大分284,220円を差し引いた額を退職給付引当金とし、積み立て誤りの解消を図った。 また、再発防止のため、退職給付引当金等計算を要する会計書類については、点検人員を増加し、違算の再発防止に努める体制とした。

(3) 所管機関監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

補助金等交付団体

所管機関名	団体名 (補助金等の名称)	監査結果	講じた措置
里川振興課	岐阜県漁業協同組合連合会 (岐阜県水産業総合振興事業補助金(水産物販売促進緊急対策事業))	岐阜県漁業協同組合連合会に対する岐阜県水産業総合振興事業補助金(水産物販売促進緊急対策事業)において、補助事業に従事した職員の給料、諸手当、賞与及び法定福利費等を基に算定した時間単価に直接作業時間数を掛けて人件費を計算しているが、時間単価の算定を誤っていたのに、実績報告書の審査及び確認が十分でなかったため、補助金381円を過大交付していたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。	監査結果通知を受け、令和4年2月25日に農林水産省に対して令和2年度国産農林水産物等販売促進緊急対策事業費補助金実績報告書の再提出を行い、令和4年3月11日付けで農林水産大臣からの額の再確定及び返還通知があり、令和4年3月30日に381円を返還した。また、岐阜県漁業協同組合連合会に対して、令和4年3月15日付けで過大受給分の返還を命じ、令和4年3月18日全額の返還を確認した。 当課として、確認が不十分であったことから、今後は要綱等を事前に再確認した上で、複数人による確認を実施することで、体制強化し、再発防止するように努めることとする。